

県内介護サービス施設・事業所
代 表 者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

令和8年度事業者グループ協働化支援事業の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の円滑な運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

県では、介護施設・事業所が安定的に事業を継続し、地域でのサービスが継続的に確保される環境整備を進めるため、複数法人で構成する事業者グループが協働で実施する事業を対象にした標記事業を下記により実施します。

貴職におかれては、本事業の実施を希望される場合、別添の補助要綱、実施要領をご確認いただき、関係書類を作成の上、期日までに申請されますよう通知します。

記

1 補助事業

(1) 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人）を1以上含む複数の法人により構成される事業者グループ

(2) 補助対象経費

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組（以下ア～コ）を実施する際にかかる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象経費とする。

	対象経費	経費の例
ア	合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費	・ 合同説明会実施の際の講師費用 ・ 採用試験の会場費 ・ ホームページの開設費
イ	共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費	・ 調査・運行準備支援にかかる業務委託費用
ウ	共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費	・ 事業者グループ一括での福利厚生サービス加入費用
エ	合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費	・ 合同研修実施の際の講師費用 ・ 研修実施に必要な機器のリース費用
オ	人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費	・ 共通の管理ソフト導入経費
カ	加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費	・ 共通の管理ソフト導入経費 ・ 事務処理の外部委託経費
キ	各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費	・ 感染症対策等の検討委員会の共同設置費

ク	合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費	・専門家の旅費、謝金
ケ	ア～クにあわせて行うICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）	・オンライン会議用の機器・システム ・事務処理集約化のためのネットワーク構築費用
コ	ア～クにあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外）	・事務処理集約事務所の備品購入費 ・共同送迎のための駐車場バリアフリー化工事

（３）補助率 ４／５

（４）補助上限額

事業者グループを構成する法人数１につき１２０万円（訪問介護事業所を営業者の場合は１５０万円）とし、１事業者グループあたり、１，２００万円を上限とする。

（５）事業期間

交付決定日から令和９年１月３１日（日）まで

※上記期間内に、①契約・購入・納品・支払いを終えて、速やかに、②実績報告書（納品書、請求書、領収書等添付）の提出を完了すること

２ 提出書類

（１）R8 事業者グループ協働化支援事業交付申請様式

（２）厚生労働省「協働化・大規模化等事業 導入計画様式」

（３）事業者グループで実施予定の取組にかかる見積書

３ 提出方法

電子申請システムにより必要書類（電子データ）を添付して、下記提出期限までに提出してください。詳細については、県ホームページをご確認ください。

４ 提出期限

令和８年８月３１日（月）１７時

５ 県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/groupkyodokasien.html>

【問い合わせ先】兵庫県福祉部高齢政策課 介護基盤整備班 藪
電話 078-341-7711（内線 2974）
メール hojokin-koureiseisaku@pref.hyogo.lg.jp